

## 令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (目的)

第2条 補助金は、コロナ禍以降、加速する人手不足や、EC市場の拡大、顧客ニーズの多様化による物流の小口化・多様化への対応に加え、令和6年4月にトラック運転手の時間外労働の上限が厳格化されること等により、トラックによる輸送の能力が不足することが懸念される「物流の2024年問題」に対応するため、物流の効率化や人材の確保など輸送能力の向上に取り組む事業者（令和5年4月1日時点で県内に本社又は営業所を有する一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）又は特定貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）を支援することを目的とする。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外すべきものと認める者

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金は、事業者の輸送能力の向上に関する取組を支援する期間（令和5年12月1日付け又は令和6年1月16日付けで第5条に規定する交付決定を行った事業（以下「令和5年9月補正予算事業」という。）については令和5年10月27日から令和6年2月29日まで、令和6年1月17日以降に交付決定を行った事業（以下「令和5年12月補正予算事業」という。）については令和5年12月15日から令和7年2月28日まで）に事業者が実施する輸送能力の向上に資する事業であって、別表の第1欄

に掲げるものに要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）に2分の1を乗じて算定するものとする。

2 補助の対象となる経費は、別表の第2欄のとおりとし、1事業者当たりの補助金の上限額及び下限額は、令和5年9月補正予算事業及び令和5年12月補正予算事業について、それぞれ同表の第3欄のとおりとする。

3 1事業者への補助金の交付決定は、令和5年9月補正予算事業及び令和5年12月補正予算事業について、それぞれ1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 申請者は、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業事前着手届出書（様式第1号の2）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更承認申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額を変更しようとするとき

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の額を増減しようとするとき

(3) 事業内容の追加や一部の事業中止等の重要な変更をしようとするとき

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたと

きは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業の中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することがある。

(補助事業の状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業遂行状況報告書（様式第4号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、令和5年12月1日付け又は令和6年1月16日付けで第5条に規定する交付決定を受けた補助事業についてはその日から10日以内又は令和6年2月29日までに、令和6年1月17日以降に交付決定を受けた補助事業についてはその日から10日以内又は令和7年2月28日までに、令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和5年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに令和 5 年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金精算払請求書(様式第 7 号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 12 条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助決定事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、令和 5 年度愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金概算払請求書(様式第 8 号)に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第 13 条 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき
- (4) 前各号のほか、業務に関する法令違反により行政処分を受けるなど、交付決定事業者として相応しくないと認められたとき

(財産の管理及び処分)

第 14 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)のうち、規則第 22 条第 2 項第 4 号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率並びに補助上限額及び補助下限額
1 輸送の効率化に資するシステムや機器の導入	配車計画システム、車両動態管理システム等のシステム導入費、デジタル運行記録計、 <u>エコタイヤ</u> 等の機器購入費等	補助率：2分の1 補助上限額： 合計 200 万円以内 (千円未満の端数は切捨て)
2 荷役作業の効率化機器等の導入	標準パレット、ロールボックスパレット(カゴ車)、アシストスーツ、フォークリフト等の資機材の購入費等	補助下限額：50 万円 (注1 参照)
3 共同配送や中継輸送の実施	共同配送システムの導入、中継拠点の整備・使用料、コンサル料等	
4 若年層・女性その他の多様な人材の確保・活躍を促進するための環境を整備する事業であって、次のいずれかに該当するもの。 (1) シャワー室又は女性専用の休憩室、更衣室等の整備 (2) 託児スペースの設置 (3) その他、知事が必要と認める事業		

(注)

- 1 事業費は、総額 100 万円以上を補助対象とし、補助上限額は、令和 5 年 9 月補正予算事業分に係る 1 次募集及び 2 次募集に係る交付決定について 200 万円、令和 5 年 12 月補正予算事業分に係る 3 次募集以降の募集に係る交付決定について 200 万円の計 400 万円とする。
- 2 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類で金額等が確認できるもののみとする。
- 3 新たな取組として必要な経費を対象とし、既存経費を振り替えて計上することは認めない。
- 4 補助対象事業について国等から補助金交付決定を受けている場合又は申請する予定がある場合は、その交付決定額または見込額を控除した額を補助対象経費とする。
- 5 補助対象経費は、システムの開発費用、機材・設備の購入費用等の初期費用(いわゆるイニシャルコスト)のみを対象とし、システムの通信費、保守管理料、機材・設備のリース料等(いわゆるランニングコスト)は対象としない。ただし、中継輸送の拠点として倉庫・土地等を借り受ける場合の賃借料は対象とする。
- 6 汎用品(パソコン等)は補助対象事業に必要不可欠なもののみ対象とする。